

役員報酬支給規程

財団法人 広域関東圏産業活性化センター

（目的）

第1条 財団法人広域関東圏産業活性化センター（以下「本財団」という。）の役員に対する報酬の支給に関しては、この規程に定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この規程の適用を受ける役員とは、本財団に常勤する役員をいう。

（役員報酬の意義）

第3条 この規程における役員報酬とは、本財団が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

（決定機関）

第4条 会長は、理事会の同意を得て、役員に報酬を支給する。

（報酬の支給）

第5条 役員報酬は、年俸とする。

2 報酬の額は、会長が別に定める。

3 報酬は、毎月22日に年俸の17分の1を支払い、6月30日及び12月10日に年俸の17分の2.5を支払う。但し、支給日が土曜日、日曜日、又は国民の祝日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支払うものとする。

4 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

5 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。但し、特に区分が必要でないとき認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

（交通費の支給）

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて交通費を支給する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成14年 6月 1日から施行する。

常勤役員年俸額について

役員報酬支給規程第5条第2項に定める常勤役員の報酬額は下記のとおりとする。

記

常務理事	年俸	1,400万円以内
------	----	-----------

役員退職金等支給規程

財団法人広域関東圏産業活性化センター

(目的)

第1条 財団法人広域関東圏産業活性化センターの役員に対する退職金並びに功労金の支給に関しては、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用を受ける役員とは、財団法人広域関東圏産業活性化センター組織に常勤する役員をいう。

(支給事由)

第3条 退職金は、役員が退任、又は在職中に死亡されたときに支給する。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、役員として就任された日から起算し、退任され、又は死亡された日までとする。

ただし、1年未満の端数が生じたときは月割とし、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切り上げる。

2.6年を越えた在職期間がある場合には別に定めるものとする。

(退職金の支給額)

第5条 支給する退職金額は、役員が退任し、又は死亡された日におけるその者の基礎報酬月額に100分の10以下の割合を乗じて得た額に、在職期間を乗じて得た額とする。

この計算結果、100円未満の金額は100円に切り上げるものとする。

(功労金の支給)

第6条 役員が退任、又は死亡された場合で、在職中、特に功労があった者については功労金を支給することができる。

(退職金の受取人)

第7条 退職金は、一時金として、役員が退任された時に本人に、役員が死亡されたときは、その遺族に支給する。

(退職金などの支給)

第 8 条 退職金等は、法令等により退職金から控除すべき額を控除してその残額を支給する。

2 . 退職金等は、その都度、会長の決裁を受けるものとする。

附 則 この規程は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 改正後の規定は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用する。